



2024年7月5日

各位

会社名 **株式会社ツルルホールディングス**

代表者名 代表取締役社長 鶴羽 順
(コード番号 3391 東証プライム)

問合せ先 執行役員管理本部長 村上 誠
(TEL 011 - 783 - 2755)

決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年8月9日開催予定の第62回定時株主総会において「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、決算期（事業年度の末日）の変更および定款の一部変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決算期変更の理由

当社の事業年度は、毎年5月16日から翌年5月15日としておりますが、当社グループの事業管理等において効率的な業務遂行を図るため、また小売業の事業年度が2月末である企業が数多くあることから、同業他社との月次比較の利便性等を考慮し、当社の事業年度を毎年3月1日から翌年2月末日までに変更するものであります。

2. 決算期変更の内容

現在：毎年5月15日

変更後：毎年2月末日

決算期変更の経過期間となる第63期は2024年5月16日から2025年2月末日までの9.5か月間となる予定です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

決算期（事業年度の末日）の変更に伴い、現行定款に所要の変更を行うとともに経過措置として新たに附則を設けるものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 3 章 株主総会 (招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 8 月に招集し、臨時株主総会は取締役会の決議により、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 5 月 15 日</u>とする。</p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度) 第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>5 月 16 日から翌年 5 月 15 日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年 5 月 15 日</u>とする。 1. 当会社の中間配当の基準日は、<u>毎年 11 月 15 日</u>とする。</p>	<p>第 3 章 株主総会 (招集) 第 11 条 当会社の定時株主総会は、毎年 5 月に招集し、臨時株主総会は取締役会の決議により、必要がある場合にこれを招集する。</p> <p>(定時株主総会の基準日) 第 12 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年 2 月末日</u>とする。</p> <p>第 7 章 計 算 (事業年度) 第 36 条 当会社の事業年度は、毎年 <u>3 月 1 日から翌年 2 月末日</u>までの 1 年とする。</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 38 条 当会社の期末配当の基準日は、<u>毎年 2 月末日</u>とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、<u>毎年 8 月 31 日</u>とする。</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の事業年度に関する経過措置)</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第 2 条 第 36 条 (事業年度) の規定にかかわらず、2024 年 5 月 16 日から始まる第 63 期事業年度は、2025 年 2 月末日までの 9.5 か月間とする。なお、本条は、第 63 期事業年度に関する定時株主総会終結後、これを削除する。</u></p> <p><u>(事業年度変更に伴う変更後最初の剰余金の期末配当金の基準日及び最初の中間配当に関する経過措置)</u></p>
	<p><u>第 3 条 第 38 条 (剰余金の配当の基準日) の規定にかかわらず、2024 年 5 月 16 日から始まる第 63 期事業年度の期末配当の基準日は、2025 年 2 月末日とし、中間配当の基準日は、2024 年 11 月 15 日とする。なお、本条は、第 63 期事業年度の期末配当の効力発生後、これを削除する。</u></p>

4. 日 程

定款変更のための株主総会開催日	2024年8月9日
定款変更の効力発生日	2024年8月9日

5. 今後の見通し

決算期変更の経過期間となる第63期事業年度（2024年5月16日から2025年2月末日）の連結業績予想および配当予想につきましては、詳細が確定次第お知らせいたします。

以上